

○総合地球環境学研究所プログラム-プロジェクト規則

平成28年 3月10日制定

(趣旨)

第1条 総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）の運営会議が定めた「総合地球環境学研究所における研究活動の基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づく研究所におけるプログラム-プロジェクト等の運営については、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 プログラムは実践プログラムとコアプログラムからなり、それぞれ複数の実践プロジェクトまたはコアプロジェクトで構成される。実践プロジェクトには、広く研究者コミュニティから独創的アイデアを募る個別連携型、研究所により構想・育成された未来設計型（第2期に立ち上げたものに限る）及び、連携協定を締結している、または締結を予定している大学・研究機関を対象とした機関連携型がある。各プロジェクトには、次の研究区分を設ける。

- 一 プレリサーチ（略称：PR）本研究の事前に行う1年間程度の準備的な共同研究。ただし、この区分はコアプロジェクトには設けない。
 - 二 本研究（略称：FR）運営会議が決定するプロジェクト期間（3～5年）で進められる共同研究。ただし、コアプロジェクトは、プロジェクト期間（2～3年）で進められる共同研究
- 2 研究プロジェクトを立ち上げるための準備段階として、次の研究区分を設けることができる。
- 一 インキュベーション研究（略称：IS）研究プロジェクト立ち上げのため、予備研究につながる研究シーズを発掘・涵養するために行う共同研究。ただし、この区分はコアプロジェクトには設けない。
 - 二 予備研究（略称：FS）FRとしての実行可能性を検証するために行う予備的な共同研究。実践プロジェクト（個別連携型）については実践FS（個別連携型）、実践プロジェクト（機関連携型）については実践FS（機関連携型）、コアプロジェクトについてはコアFSと略称する。
 - 三 IS及び全ての種別のFSは、次の段階に進むための移行審査を受けなくてはならない。

(研究プロジェクト等の評価)

第3条 FSから研究プロジェクトへの移行にあたっては、研究プログラム評価委員会（以下「評価委員会」という。）による評価に基づき運営会議の承認を得ることとし、研究プロジェクトと承認されたものについては、研究所として適切な研究資金を配分することとする。

- 2 研究プロジェクトは、評価委員会による評価を受けることとする。

(研究組織)

第4条 I S及びF Sに、研究代表者としてそれぞれI S提案者及びF S責任者を置く。

- 2 I S提案者は、助教と同等又はそれ以上の立場にあると所長が判断した者をもって充てる。ただし、I S提案者が研究所の専任の研究教育職員以外の場合は、当該I Sの研究方針等について助言する所内インキュベーターを置くこととし、所長が指名する研究所の専任の研究教育職員をもって充てる。
- 3 F S責任者は、研究所の専任の研究教育職員又は客員教員をもって充てる。上記に加え、実践F S（機関連携型）にあつては国公立大学や独立行政法人等の研究機関に所属している常勤教員若しくは常勤研究員をもって充てることできる。ただし、F S責任者が研究所の専任の研究教育職員以外の場合は、所内共同研究者または所内対応者の協力を得て業務を行うものとする。所内共同研究者または所内対応者は、所長が指名する研究所の専任の教授又は准教授をもって充てる。

第5条 プログラムにプログラムディレクターを置く。実践プログラムディレクターは公募とし、コアプログラムディレクターには副所長相当を充てる。

- 2 プログラムディレクターは複数のプロジェクトからなるプログラムを統括し、プログラムの運営管理の責任を負うものとする。
- 3 研究プロジェクトに、研究代表者としてプロジェクトリーダー（以下「リーダー」という。）を置き、原則として研究所の研究部に所属する教授又は准教授をもって充てる。ただし、研究所の専任もしくは所属機関から研究所への出向あるいはクロスアポイントメント制度などを使って研究所と所属機関を兼務するなどを含め詳細については所属機関と別途協議するものとする。
- 4 リーダーは、研究プロジェクトを統括し、研究プロジェクトの運営管理の責任を負うものとする。

第6条 研究プロジェクトに、プロジェクトの統合性を強化し、所内外との広範な共同による研究遂行を支援するために、共同リーダーを配置する場合がある。ただし、共同リーダーは、第2期から引き続いている実践プロジェクト（未来設計型）のみに配置され、原則として研究所の専任の教授又は准教授をもって充てる。

- 2 共同リーダーは、リーダーと共同して当該プロジェクトについて運営・管理を行う。特に研究面に関して、リーダーと対等な立場で、プロジェクトの遂行にあたる。
- 3 共同リーダーは、リーダーの不在時にはその職務を行うこととする。

第7条 研究プロジェクト等の研究計画に基づく共同研究に参加し共同で研究を行う研究者を、研究プロジェクトメンバー（以下「メンバー」という。）と呼ぶ。

- 2 リーダー及び共同リーダーは、メンバーを選任する。
- 3 リーダーは研究プロジェクトの運営管理を補佐させるために、フルタイムのプロジェクト研究

員の中からサブリーダーを指名するものとする。共同リーダーを配置する場合には、原則として共同リーダーがサブリーダーの職務を行うこととする。

- 4 サブリーダーは、リーダーの不在時にはプログラムディレクターの助言を得て、研究プロジェクトの運営管理業務を行うものとする。
- 5 リーダーは、メンバーの中から、研究遂行の責任を分担し研究活動を行うコアメンバーを指名することができる。
- 6 リーダーは、経理事務及び事務連絡等を処理させるため、研究プロジェクトに事務担当者をおくものとする。

(研究成果の公表)

第8条 研究プロジェクトメンバーは、その研究成果を学会等への発表やその他の方法より広く社会と共有することに努め、公表の際は、研究所の研究成果であることを明示することとする。

- 2 研究所を退職した研究者が研究プロジェクトの成果を公表する際は、研究所の研究成果であることを明示することとする。

(研究成果の共有と継承)

第9条 プロジェクトリーダーおよび共同リーダーは、プロジェクトの研究成果が地球研アーカイブなどを通じて研究所内外に効果的に共有され、新たなプロジェクトのシーズを生み出すことができるよう細心の配慮を行うものとする。

研究所の多様な研究成果の共有と統合を担当する研究基盤国際センターとの緊密な連携を担保するために、フルタイムのプロジェクト研究員の中から共有統合担当者を指名し、その任にあたらせるものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、研究プロジェクト等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 総合地球環境学研究所研究プロジェクト規則（平成22年12月20日制定）は、廃止する。